

【別表】第3条関係

八代市上限支給量指標（令和3年8月より適用）

対象者	上限支給量	要 件
児童発達支援	各要件とも療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童	
	(1) 23日以内／月	以下のアからエのいずれかに該当する児童又はそれらと同等と認められる状態の児童とする ア 重症心身障害児 イ 療育手帳（A1若しくはA2）又は精神保健福祉手帳（1級）を有する児童 ウ 発達障害（自閉症スペクトラム症若しくは注意欠如多動症に限る。）又は染色体異常等の障害が想定される疾病の確定診断がある児童 エ 強度行動障害に該当する児童 ただし、申請した支給量が5日を超える場合で（2）①又は②の要件に該当しないときはその必要性を障害児支援利用計画（案）に明記すること。
	(2) (1)の要件に該当しない児童については、以下のとおりとする	
	① 15日以内／月	日常生活動作の4項目（食事、排泄、入浴、移動）のうち「全介助」が3項目以上に該当する児童
	② 10日以内／月	日常生活動作の5項目（食事、排泄、入浴、移動及び衣服の着脱）のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上であって、行動障害及び精神症状の各項目のうち「週に1回以上の支援や配慮等が必要」が1項目以上又はコミュニケーションスキルに関する領域で支援や配慮等が必要である児童
	③ 5日以内／月	上記①又は②の要件に該当しない児童
放課後等 デイサービス	各要件とも学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる児童	
	(1) 23日以内／月	以下のアからエのいずれかに該当する児童又はそれらと同等と認められる状態の児童とする ア 重症心身障害児 イ 療育手帳（A1若しくはA2）又は精神保健福祉手帳（1級）を有する児童 ウ 発達障害（自閉症スペクトラム症若しくは注意欠如多動症に限る。）又は染色体異常等の障害が想定される疾病の確定診断がある児童 エ 強度行動障害に該当する児童 ただし、申請した支給量が5日を超える場合で（2）①又は②の要件に該当しないときはその必要性を障害児支援利用計画（案）に明記すること。
	(2) (1)の要件に該当しない児童については、以下のとおりとする	
	① 15日以内／月	日常生活動作の4項目（食事、排泄、入浴、移動）のうち「全介助」が3項目以上又は指標判定の項目で算出した合計点数が13点以上である児童
	② 10日以内／月	日常生活動作の5項目（食事、排泄、入浴、移動及び衣服の着脱）のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は指標判定の項目で算出した合計点数が5点以上である児童
	③ 5日以内／月	上記①又は②の要件に該当しない児童
医療型 児童発達支援	23日以内／月	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を必要とする児童
居宅訪問型 児童発達支援	23日以内／月	重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である児童
保育所等 訪問支援	2日以内／月	児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通所又は入所する児童であって、当該施設において、専門的な支援を必要とするもの
	5日以内／月	児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通所又は入所する児童であって、当該施設において専門的な支援を必要とする緊急性が高いもの